

史跡及び名勝嵐山国有地内竹林整備作業委託に係る一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 6 年 5 月 17 日

京都府教育委員会教育長 前川 明範

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
史跡及び名勝嵐山国有地内竹林整備作業委託
- (2) 業務の仕様
仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約日から令和 6 年 12 月 27 日（金）まで
- (4) 業務を行う場所
京都市右京区嵯峨鳥居本化野町 18 番地

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁 3 号館 5 階
京都府教育庁指導部文化財保護課
電話番号 (075) 414-5903
ファクシミリ番号 (075) 414-5897
- (2) 仕様書の交付期間等
原則として、令和 6 年 5 月 17 日（金）午前 9 時から令和 6 年 5 月 27 日（月）午後 5 時までの間に、文化財保護課ホームページの入札情報からダウンロードすること。
やむを得ず窓口配布を希望する場合は、上記の期間内に、(1) の場所へ問い合わせの上、入手すること。（同期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。交付時間は正午から午後 1 時までの間を除く。）

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しないものを含む。）
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

- 目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者。
- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止がされている者。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
- (2) 京都府内に本社あるいは支店・営業所が所在すること。
- (3) 直近3年以内に、京都府内に所在する国指定史跡及び名勝地内における環境整備、庭園整備、その他これに類する作業の受注実績を有すること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）

1部を次のとおり提出し入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

2の(2)に同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参による提出の場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。（土曜日、日曜日及び祝日は除く。提出時間は、正午から午後1時までを除く。）

(イ) 郵送により提出する場合

郵便書留等の記録が残る方法により、提出期間内に必着のこと。

エ 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (ア) 商業登記事項証明書の写し
- (イ) 府税納税証明書
- (ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (エ) 営業経歴書及び営業実績調書
- (オ) 4の(3)の資格を有することが判断できる過去3年以内の同種の業務に係る実績一覧
- (カ) 取引使用印鑑届
- (キ) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）
- (ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書の写し
- (ケ) 返信用封筒（第一種定型郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、84円切手を貼付したもの）
- (コ) 誓約書

オ 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、「史跡及び名勝嵐山国有地内竹林整備作業委託に係る一般競争入札参加資格者名簿」に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期限

参加資格の有効期限は、7による資格審査の結果を通知した日から令和6年12月27日までとする。

9 参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 資本金又は代表者の氏名

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからイまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3の(1)又は(2)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 - イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証明する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は業務内容等に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に文書で通知する。

12 質問の受付・回答

仕様書、契約書（案）及びその他添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

以下の点に留意の上、2の(1)の場所へメールもしくはファクリシミリにより提出すること。

ア 件名は「史跡及び名勝嵐山国有地内竹林整備作業委託に係る一般競争入札に関す

る質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 受付期限

令和6年5月21日(火)午後5時まで

(3) 回答

令和6年5月23日(木)までにメール等により回答する。

(4) 質問・回答の取扱い

質問及び回答は仕様書の一部として入札条件とする。

13 入札手続等

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日

令和6年6月4日(火)午後3時15分

イ 開札場所

京都府教育庁入札室(京都府庁3号館6階)

(2) 入札の方法

ア 入札者は、(1)のアの期間中にイの提出先に入札書を持参により提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。

イ 入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印(外国人又は外国法人にあっては、本人または代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)しなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその称号又は名称)及び「史跡及び名勝嵐山国有地内竹林整備作業委託入札書在中」と朱書きで記載し、封筒の開口部を封印すること。

エ 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封すること。

オ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名の場合であっても、原則として入札を執行する。

カ 入札回数は、2回までとする。

キ 一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

ク 入札時刻に遅れたときは、入札に参加できない。

ケ 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札者又はその代理人は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、その者を入札に参加させず、又はこの入札の執行を延期し、もしくはこれを取りやめることがある。

(6) 入札者又はその代理人は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は（1）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係りのない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

ア 3 に掲げる者及び 4 に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者の行った入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為を行った者又はその疑いのある者の行った入札

キ 入札参加資格審査後、京都府の指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札を行った者の行った入札

ケ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札を行った者の行った入札

コ 関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者のした入札

サ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条

の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする、この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(12) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 契約書作成の要否
要する。

14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約総額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、京都府会計規則第159条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

16 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

17 支払条件

契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

18 その他

前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。